

## 第1回定期事業者検査に関する確認事項について

本年5月28日の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との面談において、原子力規制庁の意向が次のとおり示されている。

○ 定期事業者検査の報告（定期事業者検査を開始しようとするとき）について

経過措置で、一部の施設について開始前報告の提出を不要としているが、核燃料施設の場合、定期事業者検査を初めて実施すること、施設管理計画の作成も初めてであることから、開始前報告書の提出をお願いする。また、提出時期等については、施設毎に異なることから個別に対応する。

○ 定期事業者検査の開始時期について

今後実施する定期事業者検査は、事業者自らが設備の維持を判定するもので開始の時期については、施設の運転状況、保守管理の考え方により施設毎に異なるものと思われる。一般的には、定期事業者検査の開始時期は、施設管理計画をもとに設備の性能維持を確認するための検査・試験について原子力機構が定期事業者検査として体制を整えて実施する検査を開始する日と考える。

これらの意向について、次の経過措置との関係等を確認させていただきたい。

### 原子力規制委員会規則第12号（令和2年3月17日）の附則（経過措置）

第4条 施行日の前日において旧法第16条の5、第46条の2の3又は第51条の10の施設定期検査を受けている加工施設、再処理施設又は廃棄物管理施設について、この規則の施行後最初に行うべき新法第16条の5第1項、第46条の2の2第1項又は第51条の10第1項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

#### 第6条

2 附則第3条第3項又は第4条の規定に基づき施行後直ちに行う検査については、新試験炉規則第3条の12第2項の規定（同条第1項に規定するときに係るものに限る。）、新加工規則第3条の13第2項の規定（同条第1項に規定するときに係るものに限る。）、新再処理規則第7条の12の2第2項の規定（同条第1項に規定するときに係るものに限る。）又は新廃棄物管理規則第16条第2項の規定（同条第1項に規定するときに係るものに限る。）は、適用しない。

### 原子力規制庁文書（令和2年2月5日）

1. 施行後最初の定期事業者検査の実施時期（附則第3条～第5条）

(3) 新規基準に適合していない原子力施設（施行日前日において施設定期検査を実施中のもの）：施行日において定期事業者検査を開始

2. 施行日直後の定期事業者検査の報告（附則第6条）

（略）また、1.(3)及び(5)に該当する施行日前日において施設定期検査を実施中の施設の場合には、定期事業者検査を開始しようとするときにおける報告は不要とする。

## (1) 今回提出が求められている「開始前報告書」について

- ① 今回提出が求められている「開始前報告書」については、原子力規制委員会規則第 12 号（令和 2 年 3 月 17 日）の附則（経過措置）で明確に提出不要とされていることから、法的な要求ではない運用上のものと理解してよい。運用上のものである場合、提出方法（誰から誰あて等）を確認させていただきたい。
- ② 「開始前報告書」の提出は不要との認識でいたこともあり、規則で求められている報告事項の記載内容で確認させていただきたいもの、添付書類で現時点では準備が困難なものがある。これらの扱いについて添付 1 にしたがって確認させていただきたい。

## (2) 定期事業者検査の期日について

- ① 第 1 回定期事業者検査については、原子力規制委員会規則第 12 号（令和 2 年 3 月 17 日）の附則（経過措置）で「施行後直ちに行う」および原子力規制庁文書（令和 2 年 2 月 5 日）で「施行日において定期事業者検査を開始」の要求を踏まえ、定期事業者検査の開始時期を「2020 年 4 月 1 日」（施行日）と理解していた等の状況にあることから、定期事業者検査の期日について添付 2 にしたがって確認させていただきたい。

また、第 1 回定期事業者検査計画の策定にあたっての考え方を添付 3 にて説明する。

以 上

## 第 1 回定期事業者検査の報告（定期事業者検査を開始しようとするとき）の対応について

使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）に基づき報告すべき事項と現時点における報告可否等を下表に示す。

報告すべき事項（再処理規則 抜粋）	報告可否 (○/×)	報告内容または報告不可理由
(定期事業者検査の報告) 第七条の十二の二 2 (略) 次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。		
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	○	名称：日本原燃株式会社 住所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付 4 番地 108 代表者の氏名：代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏
二 再処理施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地	○	名称：再処理事業所 所在地：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈
三 検査の対象及び方法並びに期日	○	対象：再処理施設 方法：再処理施設の技術基準に関する規則に適合していることを確認する 期日：2020年5月25日～2020年12月28日（予定） ※ 添付 2 参照
四 検査の実績又は予定の概要	○	(記載内容を確認させて頂きたい)
3 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。		
一 定期事業者検査の計画	○	別添 1 のとおり：【日本原燃株式会社 再処理事業所 再処理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設）第 1 回 定期事業者検査計画書 改正 1】（2020年5月19日承認）
二 再処理施設及び第十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標	×	現在、検討・整理中のため。
三 第十一条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項 イ 施設管理実施計画の始期(定期事業者検査を開始する日をいう。第十一条第一項第四号イにおいて同じ。)及び期間 ロ 再処理施設の工事の方法及び時期 ハ 再処理施設の点検、検査等(以下この号及び第十一条第一項第四号において「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期 ニ 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置	×	現在、新検査制度に係る保安規定の変更認可申請および関連標準類を準備中のため。
四 第七条の十第二項に規定する判定する方法に関すること(一定の期間を含む。)	×	現在、検討・整理中のため。
五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類	—	初回定期事業者検査のため対象なし。
六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類	—	初回定期事業者検査のため対象なし。
七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容(一定の期間に係るものに限る。)に変更があつた場合にあつては、第七条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類	—	初回定期事業者検査のため対象なし。
4 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。	—	初回定期事業者検査のため対象なし。
5 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第七条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。	—	初回定期事業者検査のため対象なし。

以上

再処理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設）  
第 1 回定期事業者検査の期日（開始時期等）について

第 1 回定期事業者検査の期日（開始時期等）について確認させていただきたい。

【規則等の要求事項】

○原子力規制委員会規則第 12 号（令和 2 年 3 月 17 日）の附則（経過措置）

第 4 条 施行日の前日において旧法第 16 条の 5、第 46 条の 2 の 3 又は第 51 条の 10 の施設定期検査を受けている加工施設、再処理施設又は廃棄物管理施設について、この規則の施行後最初に行うべき新法第 16 条の 5 第 1 項、第 46 条の 2 の 2 第 1 項又は第 51 条の 10 第 1 項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

○原子力規制庁文書（令和 2 年 2 月 5 日）1. 施行後最初の定期事業者検査の実施時期（附則第 3 条～第 5 条）

(3) 新規基準に適合していない原子力施設（施行日前日において施設定期検査を実施中のもの）：施行日において定期事業者検査を開始

【施行日時点での事業者の対応】

上記要求事項を踏まえ、検査開始日を 2020 年 4 月 1 日と設定し、定期事業者検査計画書における定期事業者検査の期間を 2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日とした。

なお、検査項目、検査実施時期を調整中であったため、完了日は 3 月 31 日とした。

【実際の定期事業者検査の実施時期】

検査項目および検査実施時期の調整を行い、現在の計画では定期事業者検査の実際の実施期間は 2020 年 5 月～2020 年 12 月となっている（5/25 に検査を開始済）。

【確認事項】

今回提出を求められている定期事業者検査の報告（開始時）の「三 検査の対象及び方法並びに期日」については、現在の計画における実際の実施時期（2020 年 5 月 25 日～2020 年 12 月 28 日）を記載することを考えているが、これに問題がないか確認させていただきたい。

以 上

## 再処理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設） 第 1 回定期事業者検査計画の策定にあたっての考え方

再処理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設）第 1 回定期事業者検査計画の策定にあたっては、以下の考え方により検査対象を整理し、定期事業者検査計画書に記載のとおり検査項目を設定している。

### 1. 検査対象整理の考え方

- 「再処理施設の技術基準に関する規則」の要求事項を、適用を受ける事項と適用を受けない事項（適用外）に分類する。
- 適用を受ける事項の要求事項を、機能性能、構造健全性、その他に分類する。

### 2. 新規制基準適合確認終了までの間の考え方

- 適用を受ける事項のうち、新規制基準による新規の要求事項、または、その対象が拡大する要求事項における拡大対象については、新規制基準適合確認終了までの間「適用を受けない」と整理する。
- 条文自体に変更がない要求事項であっても、設計条件が変更となり評価または設計が変更となり得る要求事項については、新規制基準適合確認終了までの間「適用を受けない」と整理する。

以 上

日本原燃株式会社 再処理事業所

再 処 理 施 設

(使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設)

第 1 回 定期事業者検査計画書 改正 1

再処理事業部

日本原燃株式会社 再処理事業所 再処理施設  
(使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設)  
第1回定期事業者検査実施計画書 改正来歴

回	改正内容	年 月 日
0	新規制定	2020年3月25日
1	P1(2) : 記載の適正化 (分解・開放検査→分解・開放・非破壊検査等) 別紙 : 定期事業者検査項目および検査の計画の明確化	2020年5月19日

1. 定期事業者検査の対象となる再処理施設の名称  
再処理事業所 再処理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設）
2. 定期事業者検査の名称  
再処理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設） 第1回定期事業者検査
3. 定期事業者検査の実施に係る基本方針等

(1) 基本方針

本定期事業者検査では、当該再処理施設に関し、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「法」という。）第四十六条の二の二第1項の規定に基づき、法第四十六条の二の二第2項に定められたところにより、その再処理施設が法第四十六条の二に係る技術上の基準（「再処理施設の技術基準に関する規則」。以下、「技術基準」という。）に適合しているかどうかについて検査する。

(2) 定期事業者検査項目の整理方針

「技術基準」の要求を機能性能、構造健全性およびその他に分類した上で定期事業者検査項目を設定する。

① 技術基準要求への適合確認にあたって定期事業者検査として扱わないものの整理（その他に分類するものの整理）

以下に該当するものは、定期事業者検査として技術基準適合性を確認する必要がないものとする。

- ・ 要求に該当する設備等の状況変化がない事項、または状況変化が極めて緩慢なため、建設段階で確認すれば良く、定期的な確認を要さない事項

【設計要求】

- ・ 関連するパラメータ等の監視により要求適合を確認できる事項、または管理により要求への適合を維持する事項【運用要求】
- ・ 日常的な点検により要求事項を確認できる事項【日常的な点検】

② 機能性能要求に対する整理

「技術基準」から要求される機能性能は、系統単位の機能検査（以下、「系統機能検査」という。）での確認を基本とする。すなわち、技術基準要求が機器単位の機能要求であっても、当該機器が属する系統機能検査において、機器に要求される機能性能が確認可能な場合は、当該機器レベルの機能性能の確認について定期事業者検査以外の保全活動に整理する。

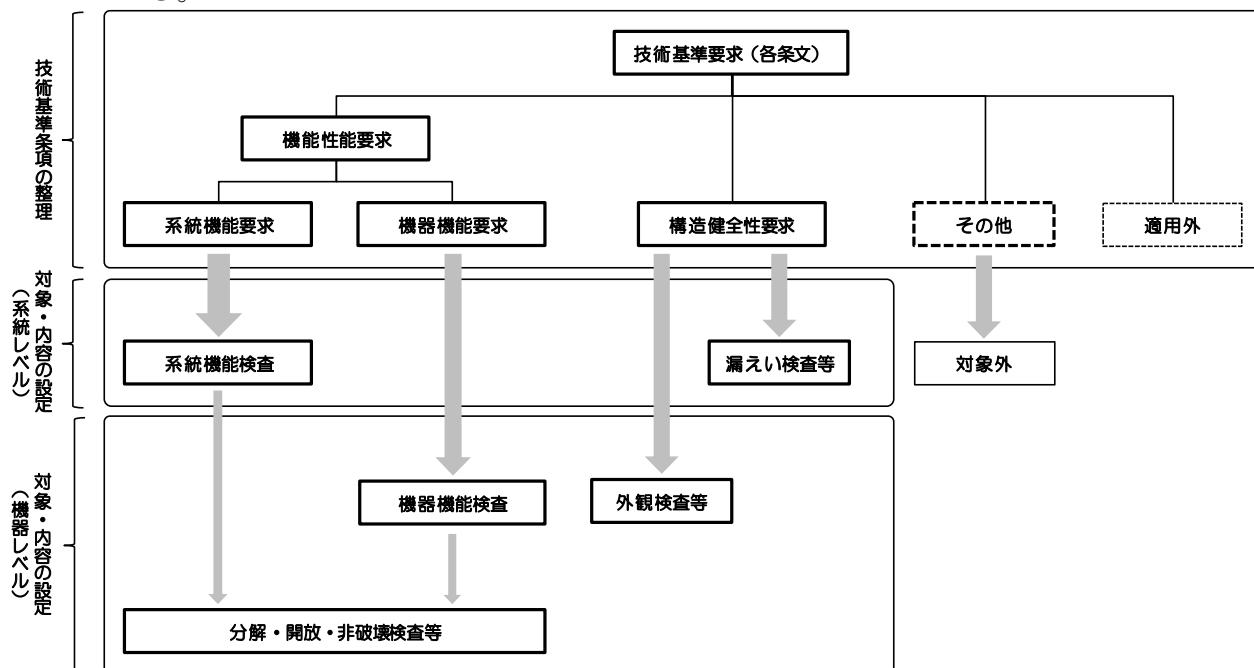
一方、「技術基準」から要求される機器の機能性能に対して、系統レベル（系統機能検査）では確認できない場合は、機器レベルの機能性能確認（以下、「機器機能検査」という。）を定期事業者検査に整理する。

また、直接的な機能性能確認が困難な機器については、分解・開放・非破壊検査等を定期事業者検査とする。



### ③ 構造健全性要求に対する整理

「技術基準」から要求される構造健全性の確認については、システムレベルの漏えい検査等および機器レベルの外観検査等を定期事業者検査とする。



定期事業者検査項目の整理フロー

#### (3) 定期事業者検査項目および検査の計画

別紙のとおり。

#### (4) 定期事業者要領書の作成

本定期事業者検査の実施にあたり「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」(以下、「再処理規則」という。) 第七条の十に従い、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた定期事業者検査要領書を作成する。

#### (5) 定期事業者検査の実施

定期事業者検査は、再処理事業部の独立検査組織である品質保証部事業者検査課の検査実施責任者が実施する。

検査は、定期事業者検査要領書に従って実施する。検査実施責任者は検査の過程において不明な点等が生じた場合には、定期事業者検査実施細則に基づき対処する。

### 4. 定期事業者検査に係る工程

定期事業者検査の期間：2020年4月1日～2021年3月31日

《参考》

再処理施設第14回施設定期検査（申請年月日 2014年7月25日）は、令和2年4月1日をもって定期事業者検査（第1回）に移行。

定期定期事業者検査項目および定期事業者検査の計画

対象設備	対象機器	技術基準規則			検査項目	検査内容	検査有無	検査実施時期	備考
		条	項	号					
使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備	使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン	18	1	1	機能検査	使用済燃料の搬送能力機能	有	7月	
		18	1	2	機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（逸走防止のインターロック機能）			
		18	1	3	機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能			
	使用済燃料輸送容器移送台車	18	1	1	機能検査	使用済燃料の搬送能力機能	有	9月	
		18	1	2	機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（逸走防止のインターロック機能）			
燃料取出し設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン	18	1	1	機能検査	使用済燃料の搬送能力機能	有	5~6月	
		18	1	2	機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（逸走防止のインターロック機能）			
		18	1	3	機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能			
	燃料取出し装置	機能検査	4	1	-	臨界防止に係るインターロック（高残留濃縮度燃料の低残留濃縮度燃料仮置きラックへの誤装荷防止）	有	12月	
						臨界防止に係るインターロック（低残留濃縮度燃料の高残留濃縮度燃料仮置きラック貯蔵燃料収納部への誤装荷防止）			
		18	1	1	機能検査	使用済燃料の搬送能力機能			
		18	1	2	機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（つり上げ高さのインターロック機能）			
					機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（逸走防止のインターロック機能）			
					機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（つかみ不良時及び荷重異常時つり上げ防止インターロック機能）			
		18	1	3	機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能			
燃料移送設備（その2）	燃料移送水中台車	18	1	1	機能検査	使用済燃料の搬送能力機能	有	12月	
		18	1	2	機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（逸走防止のインターロック機能）			
燃料貯蔵設備	燃料取扱装置（BWR燃料用）	18	1	1	機能検査	使用済燃料の搬送能力機能	有	12月	
		18	1	2	機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（つり上げ高さのインターロック機能）			
					機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（逸走防止のインターロック機能）			
					機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（つかみ不良時及び荷重異常時つり上げ防止インターロック機能）			
		18	1	3	機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能			
	燃料取扱装置（PWR燃料用）	18	1	1	機能検査	使用済燃料の搬送能力機能	有	12月	
		18	1	2	機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（つり上げ高さのインターロック機能）			
					機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（逸走防止のインターロック機能）			
					機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（つかみ不良時及び荷重異常時つり上げ防止インターロック機能）			
		18	1	3	機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能			

定期定期事業者検査項目および定期事業者検査の計画

対象設備	対象機器	技術基準規則			検査項目	検査内容	検査有無	検査実施時期	備考
		条	項	号					
燃料取扱装置 (BWR燃料及びPWR燃料用)		4	1	-	機能検査	臨界防止に係るインターロック (主ホイス トのBWR燃料とPWR燃料同時取扱い防止)	有	12月	
					機能検査	臨界防止に係るインターロック (低残留濃 縮度燃料の高残留濃縮度燃料貯蔵ラックへ の誤装荷防止)			
					機能検査	臨界防止に係るインターロック (高残留濃 縮度燃料の低残留濃縮度燃料貯蔵ラックへ の誤装荷防止)			
		18	1	1	機能検査	使用済燃料の搬送能力機能			
					機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能 (つり上 げ高さのインターロック機能)			
						搬送中の使用済燃料破損防止機能 (逸走防 止のインターロック機能)			
機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能 (つかみ 不良時及び荷重異常時つり上げ防止ンター ロック機能)								
18	1	3	機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能					
使用済燃料受入れ設 備の計測制御系	燃料度計測装置	4	1	-	機能検査	燃焼度計測装置機能検査	無	-	点検なし (使用 停止措置)
	漏えい検知装置 (燃料取出しピット、 燃料仮置きピット)	20	2	-	機能検査	漏えい検知装置 (燃料取出しピット、燃料 仮置きピット) の警報機能検査	有	8~9月	
使用済燃料貯蔵設備 の計測制御系	漏えい検知装置 (燃料貯蔵プール 等)	20	2	-	機能検査	漏えい検知装置 (燃料貯蔵プール等) の警 報機能検査	有	8~9月	
	水位計 (プール水浄化・冷却設備 プール水冷却系)	20	2	-	機能検査	燃料貯蔵プール水位計の警報機能検査	有	8~9月	
	ポンプ故障検知 (プール水冷却系)	20	2	-	機能検査	プール水冷却系ポンプ故障警報機能検査	有	8~11月	
	インターロック (プール水冷却系)	20	2	-	機能検査	系統分離弁しゃ断インターロック及び警報 機能検査 (プール水浄化系入口圧力低)	有	8~11月	
	インターロック (プール水冷却系)	20	2	-	機能検査	系統分離弁しゃ断インターロック及び警報 機能検査 (プール水冷却系浄化系入口流量 )	有	8~11月	
	インターロック (プール水冷却系)	20	2	-	機能検査	系統分離弁しゃ断インターロック及び警報 機能検査 (キャスク冷却水入口流量高)	有	8~11月	
	ポンプ故障検知 (補給水設備)	20	2	-	機能検査	補給水設備ポンプ故障警報機能検査	有	8~11月	
	インターロック (補給水設備)	20	2	-	機能検査	系統分離弁しゃ断インターロック及び警報 機能検査 (補給水槽液位低)	有	8~11月	
放射性廃棄物の廃棄 施設の計測制御系	漏えい検知装置 (使用済燃料受入れ 施設及び貯蔵施設廃液処理系)	20	2	-	機能検査	漏えい検知装置 (使用済燃料受入れ施設及 び貯蔵施設廃液処理系) の警報機能検査	有	8~11月	
	漏えい検知装置 (廃樹脂貯蔵系)	20	2	-	機能検査	漏えい検知装置 (廃樹脂貯蔵系) の警報機 能検査	有	8~11月	
その他再処理設備の 附属施設の計測制御 系	ポンプ故障検知 (安全冷却水系)	20	2	-	機能検査	安全冷却水系冷却水循環ポンプ故障警報機 能検査	有	8~11月	
	インターロック (安全冷却水系)	20	2	-	機能検査	系統分離弁しゃ断インターロック及び警報 機能検査 (安全冷却水系膨張槽液位低)	有	8~11月	
	インターロック (安全冷却水系)	20	2	-	機能検査	ポンプの停止機能検査 (安全冷却水系膨張 槽液位低により安全冷却水系冷却水循環ポ ンプを停止)	有	8~11月	
プール水冷却系	-	19	1	1	機能検査	プール水冷却系系統流量検査	有	11~12月	
補給水設備	-	19	1	1	機能検査	補給水設備系統流量検査	有	11~12月	
安全冷却水系	-	19	1	1	機能検査	安全冷却水系系統流量検査	有	11~12月	
使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋	屋外ダクト	24	1	3	構造健全性 検査	構造健全性検査	有	10~11月	
北換気筒	北換気筒	24	1	3	構造健全性 検査	構造健全性検査	有	10~11月	

定期定期事業者検査項目および定期事業者検査の計画

対象設備	対象機器	技術基準規則			検査項目	検査内容	検査有無	検査実施 時期	備考
		条	項	号					
海洋放出管理系	海洋放出管	24	1	5	耐圧試験	耐圧試験	無	-	点検なし（点検計画に基づく）
放射線監視設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	21	1	2	機能検査	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ機能検査	有	10月	
	ガンマ線エリアモニタ	21	1	4	機能検査	ガンマ線エリアモニタ機能検査	有	10月	
		20	2	-					
	ベータ線ダストモニタ	21	1	4	機能検査	ベータ線ダストモニタ機能検査	有	10月	
		20	2	-					
モニタリングポスト		21	1	5	機能検査	モニタリングポスト機能検査	有	10月	
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	第1非常用ディーゼル発電機	29	1	-	機能検査	第1非常用ディーゼル発電機の機能検査（自動起動検査）	有	11～12月	
	非常用直流電源設備（第1非常用蓄電池機能検査）	29	2	-	機能検査	第1非常用蓄電池機能検査	有	11～12月	
	計測制御用交流電源設備（非常用無停電電源装置、非常用計測交流電源装置）	29	2	-	機能検査	非常用所内電源無停電交流電源機能検査	有	11～12月	
-	（安全上重要な施設） 燃料貯蔵プール等のライニング プール水冷却系安重範囲の容器、配管 安全冷却水系安重範囲の容器、配管 補給水設備安重範囲の容器、配管 第1非常用ディーゼル発電設備安重範囲の容器、配管 （機種区分該当施設） 燃料取出し設備の容器、配管の一部 プール水浄化系の容器、配管の一部 廃液処理系の容器、配管の一部 廃樹脂貯槽系の容器、配管の一部 海洋放出管理系の配管の一部	17	1,2	-	系の漏えい 検出試験	系の漏えい検出試験	有	11～12月	